

特定非営利活動法人SSSスポーツクラブ

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人SSSスポーツクラブという。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市北区北36条西3丁目3番8号に置く。

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 この法人は、幼年から高齢者まで老若男女を問わず、スポーツを楽しみたいと考えているすべての人々に対して、心身ともに健康で豊かな生活を送る為に、生涯型スポーツとしての環境を創造・提供するとともに、それに関する事業を行う。また国際的なスポーツ交流をも推進し、北海道におけるスポーツ文化醸成の未来づくりに寄与することを目的とする。

【活動の種類】

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)文化、芸術又はスポーツの振興をはかる活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)国際協力の活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動

【活動に係る事業の種類】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1. 各種スポーツスクールの開設と運営に係る事業
 - 2. スポーツを中心とする地域活動の支援事業
 - 3. 地域に根ざしたスポーツ文化の普及・育成に係る事業
 - 4. スポーツを通じて、青少年の教育・育成に係る事業
 - 5. 生涯スポーツの推進・普及に係る事業
 - 6. 総合型地域スポーツクラブの開設と運営に係る事業
 - 7. スポーツ指導員等の人材育成のための研修・講習会等の事業
 - 8. スポーツを通じて、国際交流・親善の発展及び技術協力に係る事業

9. 各種大会・遠征・合宿についての企画及び運営に係る事業
 10. プロ競技選手の育成に係る事業
 11. スポーツリハビリに係る事業
 12. スポーツを通じての幼児教育に係る事業
 13. 生活と健康に係る情報提供サービスに係る事業
 14. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) 収益事業
1. スポーツ用品の斡旋・販売
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

【種別】

第6条 この法人の会員は、次の四種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)における社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人で、総会における議決権を有する者。

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人で、総会における議決権を有しない者。

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助・後援する個人・団体で、総会における議決権を有しない者。

(4) 名誉会員

この法人の発展に特に功労のあった個人で、理事会の推薦により総会で決定した者

【入会】

第7条 正会員はこの法人の設立趣旨、活動内容、意義等を理解し、経験を生かすなどしながら、活動を協力、推進することのできる者とする。

- 2 正会員及び一般会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。
- 3 代表理事は、正会員申込者が本会の目的に賛同し、第1項に適合し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 4 代表理事は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 賛助会員になろうとする者は、入会申込書により、代表理事に申込むものとする。
- 6 名誉会員は総会での議決後、本人の承諾により会員となる

【入会金及び会費】

第8条 正会員、一般会員、賛助会員は、総会において別に定める、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の提出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。
- 3 名誉会員は、入会金、会費を納入する必要はない。

【退会】

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡したり、団体にあっては解散したとき。
- (2)正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

【除名】

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において出席正会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

【役員の種別及び定数】

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上 9人以内
- (2)監事 1名

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を専務理事とし、常務理事を若干名おくことができる。

【役員の選任】

第12条 理事及び監事は総会で選任する。ただし総会の議決により理事定数の3分の1以内の範囲において代表理事が理事を選任することができる。この場合総会の承認を得なければならない。

- 2 代表理事、専務理事、常務理事は理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることはできない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1をこえて含まれることになってはならない。

【理事の職務】

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議に基づきこの法人の業務を遂行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び理事会、総会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

【監事の職務】

第14条 監事は、次の業務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2)この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4)前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5)業務遂行及び法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

【役員の任期】

第15条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解任】

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において出席正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3)その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

【報酬等】

第17条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は総会の決議により報酬を受けることができる。

- 2 報酬を受ける役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

【総会の構成及び種別】

第18条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

【総会の権能】

第19条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1)定款の変更。
- (2)解散。
- (3)合併。
- (4)事業計画及び収支予算の決定並びにその変更。
- (5)事業報告及び収支決算。
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬。
- (7)入会金及び会費の額。

- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第42条に同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 事務局の組織及び運営。
- (10) その他法人の運営に関する重要な事項。

【総会の開催】

第20条 定時総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
 - (3) 監事から招集があつたとき。

【総会の招集】

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び2号の規定によって請求があつたときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

【総会の議長】

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

【総会の定足数】

第23条 総会においては、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

【総会の議決】

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があつた場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【総会における書面表決等】

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

【議事録】

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者にあっては、その数を付記すること)。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第6章 理事会

【理事会の構成及び権能】

第27条 理事をもって理事会を構成する。

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議する事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

【理事会の開催】

第28条 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 監事から招集の請求があつたとき。

【理事会の招集】

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前まで理事に対して通知しなければならない。

【理事会の議事表決等】

第30条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれにあたる。

- 2 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 5 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 6 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

【議事録】

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第7章 総資産及び会計

【資産の構成】

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2)入会金及び会費。
- (3)寄付金品。
- (4)事業に伴う収入。
- (5)財産から生じる収入。

【資産の区分】

第33条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種類とする。

【資産の管理】

第34条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

【会計の原則】

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

【会計の区分】

第36条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、収益事業に関する会計の2種類とする。

【経費の支弁】

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

【事業計画、収支予算及び決算】

第38条 この法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経て定める。予算が成立しない場合、理事会の議決を得て予算成立の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とことができる。

- 2 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会において議決を経なければならない。
- 3 決算上で剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

【予備費の設定及び使用】

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

【予算の追加及び更正】

第40条 予算の作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

【事業年度】

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【臨機の措置】

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第43条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

【解散】

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠亡。
- (4) 合併。
- (5) 破産。
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

【合併】

第45条 この法人は総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、所轄庁の認証を得れば合併することができる。

【残余財産の処分】

第46条 この法人の解散(合併又は破産による解散を除く)のときにある残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は、公益法人に寄付するものとする。

第9章 事務局、顧問・相談役

【事務局の設置等】

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 4 理事は、事務局長もしくは職員と兼職できる。
- 5 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会にて定める。

【顧問・相談役】

第48条 この法人は顧問、相談役を置くことができる。

- (1) 顧問、相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- (2) 顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- (3) 顧問、相談役は理事会における議決権を有しない。

第10章 雜則

【公告】

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に於いてこれを行う。

【細則】

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

【附則】

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第15条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。

代表理事 柴田 鳥

専務理事 岩越 英治

理事 渡部 尚樹

監事 南 雄一

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

【附則】

この定款は、平成15年10月17日から施行する。